

審議の結果（第7回定例会） * 渡辺議長は採決に加わらないため空欄

議案の概要	結果	岡谷	古川	菊地	長田	小林	畑	井土川	大河原	今泉	仲原	木原	渡辺
新型インフルエンザ等対策本部設置条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
道路構造に関する基準を定める条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
道路標識構造に関する基準を定める条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市公園移動等円滑化に関する基準を定める条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
歴史民俗資料館設置に関する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西原地区改善センター設置及び管理に関する条例廃止	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
町営住宅条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
道路占用料徴収条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市公園条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
下水道条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農業集落排水処理施設設置条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
町立幼稚園設置条例の一部改正	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
国土利用計画（鏡石町計画）の策定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Q今泉議員「国道4号バイパス計画が現道の4車線拡幅となった。国道東側北部の須賀川市隣接部が保全地域だが、住宅地の要望もある。どのように考えているか」 =A町長「まずは既存の市街地を住宅で埋めることが大事。北部については、今後の課題としたい」													
ふれあいの森公園管理棟建築工事請負契約の締結	可決	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Q菊地議員「入札した業者名及び坪単価や面積については、どうなっているか」 =A産業課長「入札業者は6社。建築延床面積は202.47㎡で61.25坪となっている」													
公共下水道災害復旧工事(境小分区)変更契約締結	可決	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
Q菊地議員「12月には測量ミスとの報告があった。今回は過少計上との説明だが、町側のミスか業者のミスなのか」 =A上下水道課長「業者の計上によるものだが、現場での施工上やむを得ないものもあり、了承した」 Q菊地議員「12月定例会でも5千万円弱の増額があった。業者のミスで増額するのは如何なものか」 =A上下水道課長「施工上数量に差が生じたもので、管理した我々の立場もある」													
一般会計補正予算(第6号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Q今泉議員「職員人件費について災害派遣職員負担金は何名で何か月になるのか。財源は何か」 =A総務課長「自治体派遣は1名。東京からは2名派遣されている。期間は1年で財源は国から補填される」 Q今泉議員「土木費の道路新設、中外線の物件補償2件の内容はどうなっているか」 =A都市建設課長「ニプロの水道移設及びN T T電柱11本の移設費である」													
Q岡谷議員「農業災害施設に係る2億円減額の内容は何か」 =A都市建設課長「羽鳥水路改修工事の工法変更が、県に認められなかったため減額した」													
国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業団地会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
駅東区画整理会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
育英資金会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公共下水道会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上水道会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成25年度各会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

一般質問
木原秀男議員



○ 学校教育とクラブ活動の体罰
「クラブ活動で体罰しごきはあるのか」
「体罰と暴力の判断はどこで分けるのか」
○ 学校の食育
「食物アレルギーへの対応はどうか」

質問 学校教育における体罰について、教育委員会の指導方針は、どのようなものか。

教育長 身体に殴る蹴る等の行為、また、正座や直立等を長時間保持させる等の肉体的苦痛を与えるような懲戒体罰は、行ってはならないと考えている。

質問 部活動での体罰、しごき、イジメの実態はどうか。

教育長 現時点で、それらの報告はありません。

質問 体罰と暴力の判断は、どこでするのか。

教育長 体罰かどうかは客観的に判断されるべきで、子ども一人ひとりの状況に配慮した行為であったかどうか等の観点が重要。学校での指導の体罰は、暴力行為と考えている。

質問 学級崩壊は現実にあるのか。

教育長 各学校とも、学級崩壊といわれる学級はない。今後とも先生方の資質向上と学校の教育力向上を図り、そのようなことのないよう努めたい。

質問 学校と保護者とのコミュニケーションはとれているのか。

教育長 各学校において家庭訪問、保護者会、学校便り、学年便りによる情報発信を通じて、児童生徒及び学校に対する理解と協力を保護者に対して求めている。

質問 モンスターペアレントという現実はあるか。

教育長 そのようなことはない。保護者からの疑問や意見、苦情に対しては、各学校とも真摯に受けとめ、丁寧に説明し、お互いの信頼関係の構築に努めている。

質問 服装の乱れとあいさつの励行は、どのように指導しているのか。

教育長 服装は安全面、健康面、活動面そして衛生面等を考慮し、指導の徹底を図っている。挨拶については、各学校で根気よく日常指導を実施することが必要であり、登校時の実践や各集会での指導で、主体的に挨拶できるようにしている。

質問 小中学校における食育指導は、どのようになっているか。

教育長 年度当初学校ごとに、食育全体指導計画を作成し、生涯に渡り健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、生徒一人ひとりが正しい食生活の習慣を身につけるよう指導している。

質問 保護者への食育指導は、どうなっているのか。

教育長 役場職員の昼食場所は、窓口対応もあるので、別に確保する必要があるのでないか。

質問 望ましい食習慣について家庭、地域への普及啓発を図るため学校便りや保健便りの発行、また給食試食会を実施し、学校における食育について保護者の理解を求めている。

教育長 食物アレルギーへの対応は、どのようにしているのか。

教育長 児童生徒の健康調査を実施し、実態の把握に努め、職員会議等で対応を確認している。給食での対応を希望する場合は本人、保護者、学校関係者と相談して、献立の変更等で対応している。

質問 庁舎スペースの関係から、別室での対応は難しい。窓口業務については、当番制により昼食時間を変えている。

総務課長 庁舎スペースの関係から、別室での対応は難しい。窓口業務については、当番制により昼食時間を変えている。